

日のように外出の機会がある場合は、屋内移動用に歩行器、屋外移動用に車椅子を併給することがあり得ると考えられます。

重度障害者用意思伝達装置

Q115 「本体修理」の基準額は50,000円になっていますが、これは1項目あたり、50,000円という意味でしょうか。修理箇所が複数ある場合、たとえば50,000円×必要数と考えてもよいのでしょうか？

- A 1回の修理の限度額が50,000円と考えるのが一般的です。しかし、故障の部位・箇所・程度などによっては、50,000円以内で修理することが困難なケースもあると思われます。このような場合は、不具合の詳細な状況を正確に把握され、真に原状復帰に必要なものであると確認されれば、50,000円を超える修理は必要と思われます。その場合は、「特例修理」というような考え方もありますので、各更生相談所で判断してください。

Q116 光学ドライブはパソコン本体にあらかじめ組み込まれているDVD機能のためであり、意思伝達装置の本来の使用目的とは無関係と考えますが、光学ドライブの修理は重度障害者用意思伝達装置の「本体修理」で取り扱うことは可能でしょうか？

- A 光学ドライブに関しましては、意思伝達装置のソフトに何らかの不具合が発生した場合などに、再インストール等が必要となるときに使用されることが考えられます。光学ドライブの故障の状況にもよりますが、CDの読み取り機能が失われているのであれば、修理の対象になります。しかし、DVD視聴やブルーレイディスク視聴のためのバージョンアップなどは、修理の対象にはなりません。

Q117 重度障害者用意思伝達装置のプリンターについて、修理費用の支給は可能でしょうか？

- A 重度障害者用意思伝達装置のうち文字等走査入力方式のものは、「ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンターとして構成されたもの」とされているため、重度障害者用意思伝達装置の修理基準「本体修理」の範囲内で支給することは可能です。

Q118 パソコンにソフトウェアをインストールし、プリンターと組み合わせたものを環境制御機能が付加された文字等走査入力方式の重度障害者用意思伝達装置として基準額450,000円を取り扱ってよろしいでしょうか？

A 基準額はあくまでも最高額であって、その範囲内で取り扱うのが原則です。ハード部分はこの基準額より安価で対応できると思われます。ただし、更生相談所によってはパソコンとソフトウェアを組み合わせたものを意思伝達装置として認めていない場合もあります。

Q119 視線入力方式の意思伝達装置は障害者総合支援法で支給できるのでしょうか？

A 視線入力方式は労災法では支給対象になっていますが、障害者総合支援法の基準で定める文字等走査入力方式・生体現象方式のいずれにも該当しません。視線入力方式は画面上に表示される文字等を見つめた際の視線をカメラで検出し、指示に用いることで、代替えマウスとして機能するものといえます。障害者総合支援法の補装具の定義に示される「身体への適合を図るように製作されたもの」、「障害者等の身体に装着(装用)する」という点からみると、装置と身体の接触する部分がないことから、補装具に当てはまるものか微妙なところです。真に必要な場合は特例補装具での取扱いとなります。本装置でなければ入力できない身体状況であること、デモ機による使用効果を十分に確認することが必須です。

Q120 視線入力方式の意思伝達装置はどのような障害状況が対象になるのでしょうか？

A 労災法の支給対象者として、難病、進行性疾患は当てはまらないので、本装置の使用者としては、例えば高位頸髄損傷者が想定されます。その場合、金額的には高額でも長期間有効に利用されることが見込まれます。一方、障害者総合支援法で対象となることが多いALS等の進行性疾患では、視線入力手段となる場合は末期でもあり、本装置の使用期間も短期間になることが予想されます。対象者の予後等、主治医からの医療情報を踏まえ、慎重に判断する必要があります。

Q121 文字等走査入力方式の意思伝達装置と帯電式入力装置（操作スイッチ）を支給している方が、別途、呼び鈴用に、同一の操作スイッチの希望があった場合、スイッチの複数交付は可能でしょうか？

A 呼び鈴の機能を付加するためには、通常は呼び鈴分岐装置を使うことで対応可能です。文字等走査入力方式の意思伝達装置をお使いの方に、別用途である呼び鈴用として、同一の操作スイッチを複数交付することは原則として出来ません。スイッチを複数交付するのは、操作入力の方式として 2 スイッチによるステップスキャンを選択する場合があります。

Q122 iPad でスイッチ操作を行う場合、重度障害者用意思伝達装置として支給は可能でしょうか？

A iPad で「スイッチコントローラー機能」やスイッチインターフェースを利用して、スイッチでの走査入力によるメールやアプリケーションの操作が可能となっています。iPad は汎用機器であり専用機器には該当しないため、補装具としての支給はできません。

補聴器・その他

Q123 補聴器の両耳装用について、眼鏡は左右一对で一具として支給されるのに、補聴器はなぜ片側で一具なのでしょう？

A 聴覚障害の認定基準が聴力の良い方（片側）を基準にしていることから、補聴効果が見込まれる良い方の障害の軽減という目的で補聴器の支給も片側を原則としています。

Q124 補装具として支給対象となる補聴器は高度難聴用と重度難聴用です。90dB、50dBの6級の方、60dB台でも語音明瞭度検査で4級に認定されている方は聴力としては中度難聴用補聴器レベルですがどのように対応するのでしょうか？

A 70dB未滿の聴力者であっても手帳認定を受けている限り、耳鼻科医が必要性を認めれば高度難聴用補聴器を支給することは差し支えありません。

Q125 重度難聴用補聴器の対象者が差額自己負担で耳あな型を希望する場合、支給は可能でしょうか？

A 現行の基準価格が示されているのは高度難聴用の耳あな型までですが、技術開発に伴い補聴器の小型化が進み重度難聴者に対しての補聴性能を有することが耳あな型でも可能になってきています。真に耳あな型の適応か否かで対応が異なります。

1) 申請者の障害状況・適性から判断して真に耳あな型の適応であり、かつ、重度難聴用の対象者であれば当該機種を支給することは適当と考えます。その場合は、名称、基本構造が基準にないことから、差額自己負担ではなく特例補装具として認めることも考えられます。

2) 重度難聴用の対象者で耳あな型の対象ではない方がデザイン性を理由として当該機種を希望する場合は、「ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの」として捉え、差額自己負担で対応することは可能と思われる。

Q126 人工内耳使用者から補聴器の支給について申請がありましたが、どのように考えるべきでしょうか？

A 人工内耳を片耳装着されている方が、他方の耳で補聴器の使用を希望される場合、その補聴効果が認められれば支給の可能性はあるものと考えます。判断にあたっては、主治医意見書による状況確認や直接判定等の実施を通じ、補聴器使用による補聴効果の有無を確認することが必要です。

Q127 人工内耳体外部（耳掛け型マイクロフォン、スピーチプロセッサー）の脱落防止目的のイヤモールドについて補装具費の支給は可能でしょうか？

A 人工内耳に関しては手術手技から機器の適用に至るまで医療保険給付として位置付けられているため、障害者総合支援法で補聴器の修理基準にあるイヤモールド交換を準用した支給は適切とはいえません。

Q128 FM補聴システムを導入しているろう学校に通う児童に対してFM型送受信機の支給は可能でしょうか？

A 学校側が送信機を準備し、就学に必要なものとして受信機のみが支給が適当です。ただし、学校以外の場面、自宅での会話、日常生活等に送信機が必要と判断できれば支給は可能です。

Q129 ポケット型補聴器のアンプ組立交換が修理基準表にありませんがどのように対応したらよいでしょうか？

A 耳あな型アンプ組立交換、重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換、眼鏡型アンプ組立交換の基準額（2～3万円台）はありますが、ご指摘のようにポケット型にはその項目がありません。ポケット型のアンプ組立交換修理が必要な場合、基準表になくとも前者の基準額を準用することは可能です。

Q130 イヤモールドの破損、耳垢栓のクリーニング、内部の断線修理など修理項目にない場合の対応について教えてください。

A 修理基準にない修理が必要であれば、業者と相談の上、各更生相談所、各自治体の判断で適切な価格で修理対応して差し支えありません。

児童補装具

Q131 10年程度使用可能で経済的負担も軽減できるという理由から児童に対する、特殊な成長対応機能がついた車椅子を特例補装具として認めることはできるでしょうか？

A 修理基準として成長対応型部品交換 56,020 円が認められています。必要な基本構造を有する車椅子の基準額にこれを加算し、さらに必要とされるクッションや調整機能などの修理基準を加えた額が公費支給の上限額となります。もしもこの金額を超える特殊な車椅子を希望される場合には、これを必要とする医学的根拠は考えにくいいため、特例補装具としては認めず、差額自己負担として扱うのが適当です。また、現時点において、10年間修理なしに使用できる根拠も不確かであり、必ずしも経済的とは言えないと考えます。

Q132 取扱要領では児童の電動車椅子支給は学齢時以上であって、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいとしながらも「対象児童の年齢のみをもって一律に支給しないことを決定し、申請を却下することは適当ではない」とされています。では、年齢以外の支給要件としてはどのようなことが考えられるのでしょうか？

A 年齢以外の要件としては、①使用目的の適切性、②電動車椅子の操作能力、③歩行者扱いとしての交通規則の理解度、④周辺の安全性を担保できる視野、視力、聴力などの状況、⑤使用環境の安全性などがあげられます。補装具として支給される電動車椅子は児童であっても基本的に移動の自立を目的としています。

Q133 発達面の助長を目的に未就学児童への電動車椅子支給は可能でしょうか？

A 児童の電動車椅子支給については平成 22 年 3 月 31 日付け事務連絡で厚生労働省から Q&A 方式で考え方が示されています。そこでは、「学齢児以上であって、電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象者としてすることが望ましいこと。」という基本的な要件を示しながらも、「対象児童の年齢のみをもって一律に支給しないことを決定し、申請を却下することは適当ではない。」とされています。未就学児童が就学目的以外（発達面など）で電動車椅子を使用することを否定はしません

が、他に同様の事例があることも考慮しておく必要があり、公費負担で補装具として扱うことは不相当と考えます。

Q134 座位保持椅子のみでは座位を保持できない児の場合、座位保持装置の付属品や調整機構を付加した座位保持椅子を支給することは可能でしょうか？

A 基準内の座位保持椅子では座位を保持できない児の場合には、座位保持装置として支給することが適当と思われます。

Q135 車載用座位保持椅子の基準額に座位保持装置の付属品を加算できるでしょうか？

A 座位保持椅子の基準価格 24,300 円に車載用加算 40,700 円を加えた基準額 65,000 円の中には、ベルトやパッド等も含まれています。「頭部保持具」を組み合わせる場合はこれに 7,100 円を加算するか別に独立した種目として支給決定できます。基本的にこれ以上の価格のものは差額自己負担で扱うことをお勧めします。ただし、対象者の障害状況、医学的な理由に応じて、個別に作製したベルトやパッド等と既製のベルトやパッドなどとの交換あるいは追加が必要な場合であって、基準額内で扱えない場合は、「特例補装具」として検討することも考えられます。

Q136 スクールバス用の車載用座位保持椅子の支給は認められるのでしょうか？

A 「座席に座席ベルトが装備されている送迎用バス」に 13 歳未満児が使用する市販の幼児用補助（乗車）装置を載せることについては、道路交通法・同施行令により運転者の義務においてなされているものであり、さらに、義務教育対象であることから教育サイドで用意すべきものと考えられ、学校側等と協議が必要です。一方、障害状況に応じて個別に設計・加工・作製した車載用座位保持椅子が必要と判断される場合は障害者総合支援法で支給することも可能です。

Q137 スクールバス用と自家用車用の座位保持椅子の複数支給は可能でしょうか？

A 補装具として車載用座位保持椅子が認められるのは原則 1 個です。したがって、自家用車と送迎車の両方で使用する必要がある場合、それぞれに載せ替えて使用していた

だくこととなります。ただし、載せ替え時における使用者や介助者の安全性確保にも十分に配慮することが優先されます。自家用車と送迎車それぞれにおける使用頻度が高く、異なる形状で作らざるを得ないことが確認できるような場合や、随時の載せ替えが困難な場合など、必要性が高い判断できる場合には 2 個目の支給を考慮する余地もあると考えます。

Q138 成長に対応するためのパーツがオプションで設定されている車載用座位保持椅子の修理価格の考え方および耐用年数について教えてください。

- A 座位保持椅子には修理基準がないので、成長対応に合わせたオプションの支給を修理として対応するか否かは各更生相談所の判断によることとなります。修理価格についてはカタログ価格を基準額としてそのまま認めるのか、例えば座位保持装置の修理基準等で類似の構造のものを当てはめた価格まで認めるかなど検討すべきと思われます。耐用年数を判断する根拠はなく、オプションの追加を繰り返すことで成長対応が可能であれば、耐用年数はないものと判断します。成長に伴い脊柱の変形が著しく変化するなど、本装置での座位保持が困難と判断された時が再支給のタイミングと考えます。

Q139 歩行器四輪型（腰掛なし）に「サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの」の機能加算額では対応できない、高額・高機能な歩行器の支給は可能でしょうか？

- A 基準額内で対応している製品を検討していただくことが望ましいと考えますが、当該製品を強く希望されている場合には差額自己負担での検討も考えられます。
- 「サドル・テーブル付き又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付き」の支持機能に加え、さらに直立位の姿勢保持機能やその他のオプションを備えた製品を希望される場合には、その機能やオプションがなければ健康な生活や就学が困難である医学的な理由を個別に確認する必要があります。身体状況や生活環境などを検討し、これらの機能やオプションが真に必要と判断された場合には特例補装具としての対応を検討することとなります。

Q140 訓練室だけで使用する歩行器や起立保持具を補装具として支給できますか？

- A 訓練の時間帯だけ使用するのであれば、訓練施設が備品として用意すべきです。生活や学校の場面で使用する必要があると判断した場合は補装具として支給することも考えられます。支持機能を加算した歩行器の基準額、起立保持具の基準額では対応できない製品の申請も多いと思われます。高額な既製品を希望する場合は差額自己負担での対応を検討するか、個別に真の必要性を認める場合は特例補装具として扱います。

Q141 補装具としての「排便補助具」とはどのようなものを想定しているのでしょうか？

- A 排便補助具とは、補装具費支給事務マニュアルQ&A（中央法規出版2007）によれば「身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等の装着または背もたれおよびひじ掛けを有する椅子状のものであり、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、移動可能なものに限る。」とあり、対象は、安定した座位による排便が困難な身体障害児とされています。

そのため、ある程度の座位保持機能をもつ構造が必要ですが、それを付加することにより基準額内で賄えない場合には、差額自己負担や特例補装具として扱われることもあります。ちなみに、座位保持装置の基準項目を用いて本体を作製し、洋式便座を真似て座面に穴を開け、座の下に尿尿を受けるポットやバケツをセットする構造のものを特例補装具として支給しているところもあります。

Q142 補装具としての「排便補助具」と日常生活用具の「便器」との違いはどこにあるのでしょうか？

- A 日常生活用具の「便器」でも、移動可能で、肘当てがついた椅子の構造を有するものがあり、対象年齢が異なる以外、構造上は補装具としての「排便補助具」と類似のものがあります。補装具としての排便補助具は、たとえ既製品を用いたとしても、①対象とする障害児に合わせて個別に調整し、座位の安定性を保つこと、②座位排便を促す使用効果があること、などを目的としている点で異なります。

Q143 座位保持装置で昇降機能付き構造フレームはどのような場合に認められるのでしょうか？

A 学校の机、自宅の机、食卓テーブルの高さなど使用環境が異なる場合、昇降機能を利用することで学習、食事、読書、パソコン利用などの自立を図ることが可能となる例が良い適応と考えられますが、一般的には机やテーブルの高さなど環境因子を調節する方が優先されます。介護者の健康面等に問題がない場合、昇降機能があれば便利で、食事、更衣、移乗など介護者の負担が軽減されるという理由だけでは認められないものです。環境因子、介護者の状況も勘案して、この機能が生活上どうしても必要であるという理由を確認することが必要です。

Q144 児童の短下肢装具や靴型装具では、成長のために、耐用年数未満での再作製を頻回に行う場合があります。成長を見込んで多少サイズの余裕をもって作ることや、可能な修理を行うようにはしていますが、やむを得ないと考えてよいでしょうか？ また、児童の場合は成長過程における訓練要素もあるため、健康保険での作製も併用することは可能でしょうか？

A 想定以上の成長や修理が困難な場合については、耐用年数未満での再作製もやむを得ないと考えます。一方、児童の装具を治療用として健康保険で作製することは考え方としては適当と思いますが、健康保険組合の判断によります。

Q145 座位保持椅子を車載用として交付する場合の加算が付加されましたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきでしょうか？

- ①どのような座位保持椅子が加算できる対象範囲なのでしょうか。
- ②座位保持椅子の基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか、あるいは座位保持装置での支給も可能なのでしょうか。
- ③身体状況に合わせ、パットなどを使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることは可能でしょうか。

A ①について
一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持椅子について加算（支給）の対象としているものです。しかし、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状

況等に対応できるものであれば（オーダーメイドに準じたものであれば）補装具として支給することは差し支えないと考えます。

②について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となります。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持椅子」についてのみであり、児童に対して「座位保持装置」として支給することは適切でないと考えられます。

③について

追加のパットなどを使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提ですが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能と考えます。

難病の考え方

Q146 身障手帳のない消化器系の難病の方が転倒による下肢の骨折を契機に歩行が困難となりました。歩行器の支給は可能でしょうか？

A 骨折の後遺症として肢体不自由の障害が認められても難病と関連性がない場合は、肢体不自由の手帳取得を勧めるのが適切です。難病だからといって補装具が必ず支給される訳ではないことをご理解いただくことが重要です。

Q147 難病を原因とする聴力低下があつて手帳を取得していない方へどのように対応したらよろしいでしょうか？

A 聴覚障害の身障手帳を取得していない難病患者等の補聴器判定にあたっては、高度難聴と同程度以上の症状であるなら支給決定が可能であるとされています。これまでと同じように考え、難病患者等で90dB、50dBの6級相当、60dB台でも語音明瞭度検査で4級相当の場合でも、耳鼻科医が必要性を認めた上で高度難聴用補聴器を支給することは可能です。

Q148 身障手帳を取得していない難病に起因する視力低下者に対して矯正眼鏡はどのような判断で支給するのでしょうか？

A 医師の診断書や医師作成の補装具費支給意見書の医療情報等で身障手帳に該当する視力障害レベルであることを確認する必要があります。

Q149 難病患者から痛みなど日内変動のある症状を理由に車椅子の申請があつたときの判断基準はあるのでしょうか？

A 難判断基準はありません。個別に症状、生活状況、車椅子の必要性を勘案して判断することになります。症状がより重度な時を想定して車椅子の機能・オプションを考えます。

Q150 パーキンソン病の方で薬が効いている時には何とか歩行が可能だが、薬の効果がなくなる（off 現象）と全く歩けなくなるような場合、手押し型の車椅子は支給できるでしょうか？

A 症状がより重度である状態をもって判定することになっていますが、薬の効果がなくなる時間がどの程度あり、生活の中で移動手段として手押し型の車椅子が必要な状況なのかを確認する必要があります。必要性が認められれば支給は可能です。

Q151 消化器系の難病の方が易疲労性を理由に電動車椅子を希望しています。支給は可能でしょうか？

A 心臓機能障害や呼吸器機能障害の方への電動車椅子支給と考え方は同じです。難病患者では症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要とされています。栄養不良で易疲労性があることは理解可能ですが、生活の中で移動手段として電動車椅子が必要な状況なのかを確認する必要があります。必要性が認められれば支給は可能です。

*参考：難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A（平成25年3月15日自立支援振興室事務連絡）

— 索引 —

(語句の後の数字はページ数を表しています。)

A

ABS, 46

B

B.F.O, 21

F

FM, 55

I

iPad, 53

S

Silicone Suction Socket, 18

あ

アームサポート, 29, 30, 32

足趾枕, 24

足漕ぎ型車椅子, 36

アシスト式, 39

足底裏革, 21

足部, 19, 20, 21, 24, 26, 27, 45

い

意思伝達装置, 51, 52, 53

イヤモールド, 55, 56

医療保険, 2, 4, 20, 55

インソール, 26, 27

インヒビターバー, 24

インプレッションフォーム, 25

お

オーダーメイド, 14, 18, 24, 29, 30, 31,
33, 34, 61

屋外用キャスター, 31

オクラホマ, 21

か

カーボン, 12

介護保険, 14, 31

外装, 18, 19

開閉拳上式, 34

角度調整, 34

下肢装具, 2, 4, 5, 10, 12, 20, 21, 22, 23,
24, 25, 26, 61

カタログ定価, 30

カットアウトテーブル, 44, 45

簡易型, 39, 41

環境因子, 19, 29, 38, 41, 49, 61

完成用部品, 6, 7, 18, 19, 20, 21, 22, 24,
26, 44, 45, 46

肝臓機能障害, 40, 49

き

義肢, 4, 18, 25, 26, 49
既製品, 5, 7, 14, 23, 26, 29, 30, 31, 33,
34, 35, 37, 41, 44, 45, 60, 61
義足, 5, 7, 10, 18, 19, 20
キャスター, 35, 37, 44, 48, 49
吸着バルブ, 18
胸郭支持具, 59
切替式, 39
起立保持具, 60
筋電義手, 20

く

靴型装具, 12, 25, 26, 27, 28, 61
クッション, 7, 12, 13, 14, 31, 32, 34, 36,
37, 44, 45, 46, 57
訓練, 2, 19, 20, 43, 60, 61

け

形状調整, 47
健康保険, 61

こ

高機能, 13, 14, 19, 37, 38, 59
控除, 31, 35, 45, 48
呼吸器機能障害, 49, 64
腰掛, 49, 59
骨格構造, 18, 19
骨盤支持具, 59
骨盤大腿支持部, 14

さ

座位保持椅子, 47, 58, 59, 61, 62
座位保持装置, 14, 34, 36, 42, 43, 44, 45,
46, 47, 58, 59, 60, 61, 62
サドル, 49, 59

し

シートベルト, 34
施設, 30, 31, 40, 42, 60
視線入力方式, 52
児童, 15, 33, 43, 47, 55, 57, 60, 61, 62
障害固定, 4
消化器, 63, 64
昇降機能, 61
消費税, 6, 7, 39, 48
シリコーン, 18
シルバーカー, 48
ジレット, 21
身障手帳, 63
心臓機能障害, 39, 40, 49, 64
腎臓機能障害, 40

す

スイッチ, 53
スクールバス, 58
ストッキネット, 7, 18
ストッパー, 44
スポーツ用, 10
寸法調整, 47

せ

整形靴, 26, 27

成長対応, 2, 37, 57, 59
前後調整, 34

そ

足底装具, 12, 27
足背バンド, 27

た

体幹装具, 12
耐用年数, 59, 61
高機能, 19
高さ調整, 24, 32, 33
多機能車椅子, 29
補高, 20, 26, 27
タマラック, 21
断端袋, 7
ダンパー, 35

ち

治療用装具, 24

つ

継手, 19, 21, 22, 24, 25, 31

て

テイルト, 31, 33, 35, 37, 38
手押し型, 37, 39, 64
電動車椅子, 36, 38, 39, 40, 41, 44, 49,
57, 64

と

特殊靴, 26
特殊形状クッション, 44
特例補装具, 9, 12, 20, 36, 38, 41, 45, 46,
52, 54, 57, 58, 59, 60, 62
トリッシュラム, 25

な

内部障害, 39, 49
難病, 2, 4, 49, 52, 63, 64

に

ニーローテーションプラスティール, 20
ニッケル水素電池, 39, 41
入浴用, 10

の

ノーパンクタイヤ, 35

は

排便補助具, 60
バギー車, 37
把持装具, 21
バックサポート, 29, 31, 33, 36, 43, 45
跳ね上げ式, 32
幅止め, 33, 36
腹臥位, 43, 47
張り調整, 43
ハンドリム, 31

ひ

非課税, 7, 48
肘当て, 32, 60
標準靴, 26, 27

ふ

プール用, 10
フォームカバー, 18
複数, 19, 42, 51, 53, 58
フットカバー, 19
フットサポート, 34, 36, 45
プラスチック継手, 22
プリンター, 51, 52
フレーム, 14, 30, 32, 37, 42, 43, 45, 46,
47, 48, 61

へ

併給, 42, 49, 50
平衡機能障害, 36
ヘッドサポート, 31
ベルト, 34, 58

ほ

歩行器, 12, 48, 49, 59, 60, 63
補高, 24, 27
補聴器, 54, 55, 63

ま

枕, 24, 31
マジックバンド, 24, 27

み

未就学児童, 57
耳あな型, 54, 55

も

モールド, 14, 22, 43, 44, 46, 55, 56
モジュラー, 30, 37

ゆ

優先, 4, 14, 18, 19, 59, 61

よ

呼び鈴, 53

ら

ライナー, 7, 18

り

リアルソックス, 19
リクライニング, 13, 31, 33, 35, 37, 38
リチウムイオンバッテリー, 41
立位訓練, 43
立位保持装置, 43
リフト, 38
療育, 2

れ

冷却装置, 46
レッグサポート, 29, 33, 34, 38, 45, 46

レディメイド, 7, 24, 26, 29, 30

レンタル, 14, 31

ろ

労災法, 4, 5, 52